平成２３年（フ）第２０５３号
福岡県太宰府市朱雀２丁目10―14コーポトウタニ101号
債務者　吉田　真也
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５８号
福岡市東区若宮３丁目４番15号
債務者　上野　珠穂
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５９号
福岡県糟屋郡志免町片峰２丁目５番29号ルート片峰ⅡＡ101号
債務者　小林　和寛
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８２号
福岡市西区姪の浜５丁目５番17―101号
債務者　小野　成章
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９４号
福岡市城南区長尾３丁目15番23―301号
債務者　岡野　良子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９７号
福岡県大野城市下大利団地34番506号
債務者　二俣　晴彦
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０５号
福岡市西区小戸１丁目35番１―204号
債務者　谷口　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１４号
福岡市博多区那珂５丁目１番６号
債務者　藤川　芳則
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１５号
福岡市城南区荒江団地１番404号
債務者　山口美代子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕847番地13
債務者　中野　浩治
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
鹿児島県出水市下鯖町426番地　東５棟101号、前住所鹿児島市加治屋町11番23号　ローズマリー503号
債務者　植村　和恭
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町黒木1966番地１
債務者　福永　久尚
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町3374番地　宮崎南住宅４号棟16号室
債務者　河上　光政
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目６番地の６エスポワールⅡ202、従前の住所仙台市青葉区東勝山３丁目３番12号　赤間アパートＢ―２
債務者　山口真希子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２５号
仙台市若林区文化町11番１―101号
債務者　大友　厚子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
秋田県鹿角市花輪字西町382番地
債務者　木村弘文美（旧姓澤野）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４３１号
茨城県水戸市常磐町２丁目３番31号
債務者　伊藤　益功
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
水戸地方裁判所